

京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (受付窓口) 第7条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発等(以下「通報等」という。)及び通報等に関する相談(通報等までに至らない段階の相談をいう。以下同じ。)に対応するため、研究推進部研究推進課及び各部に受付窓口を置く。</p>	<p>(受付窓口) 第7条 (同左)</p>
<p>(中略) (通報等の方法) 第9条 通報等は、書面(ファックス、電子メールを含む。)を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。 2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。 (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称 (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容 (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由 3 受付窓口は、前項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することがある。 4 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに担当理事に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を当該通報等を行った者(以下「通報者」という。)に通知するものとする。この場合において、受付窓口は、当該通報者に対し、更に詳しい情報の提供若しくは当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼することがある。 5 受付窓口は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付する。</p>	<p>(通報等の方法) 第9条 2 (1) (2) (3) (同左) 3 4 5 受付窓口は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合又は当該通報等の対象若しくは内容が本学に該当しない場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付する。ただし、本学に該当しない場合にあつては、<u>通報者に回付先その他必要な事項を通知し、その同意を得るものとする。</u> 6 (同左)</p>
<p>6 第1項及び第2項に定めるもののほか、担当理事は、報道により、又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合にも、第1項の通報等があったものとみなすことがある。 (中略) (通報等に係る事案の調査) 第12条 担当理事は、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに、次条から第22条までに定めるところにより、当該通報等がなされた事案について、必要な調査等を行わせる。ただし、第10条第2項の規定により通報等に準じて取り扱うこととされたものについて、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、担当理事が必要と認める場合に限り、当該部局の長に通知し、及び必要な調査を行わせるものとする。</p>	<p>(通報等に係る事案の調査) 第12条 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(通報等に係る事案の予備調査)</p> <p>第13条 担当理事は、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね30日以内に、<u>当該通報等の対象となっている教職員等（以下「被通報者」という。）</u>の所属する部局（以下「当該部局」という。）の長（当該部局の長が通報等の対象に含まれているときは、通報等の対象に含まれていない副研究科長その他これに代わる者とする。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。</p> <p>(1) 当該通報等がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性</p> <p>(2) 第9条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等がされた研究活動上の不正行為との関連性・論理性</p> <p>(3) 通報等がされた研究の公表から通報等がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か</p> <p>(4) その他必要と認める事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、当該部局の長は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に担当理事に通知するものとする。</p> <p>(1) 次条の規定による調査の要否</p> <p>(2) 第25条の規定による措置に関する意見等</p> <p>(3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性</p> <p>3 当該部局の長は、第1項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。</p> <p>4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、担当理事は、<u>第9条第4項の規定による報告を受けた場合において、当該通報等の内容が不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているものであるときは、速やかに前項の規定による調査等を行わせ、相当の理由があると認めるときは、当該通報等の対象となっている教職員等（以下「被通報者」という。）に警告を行うものとする。</u></p> <p>(通報等に係る事案の予備調査)</p> <p>第13条 担当理事は、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね30日以内に、<u>被通報者の所属する部局（以下「当該部局」という。）の長（当該部局の長が通報等の対象に含まれているときは、通報等の対象に含まれていない副研究科長その他これに代わる者とする。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。</u></p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>附 則 この規程は、平成21年3月2日から施行する。</p>